

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（改正案抜粋）

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに離島航路整備法（昭和27年法律第226号）及び同法施行規則（昭和27年運輸省令第71号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱の定めるところによる。

附 則（国総地第 号）

第1条 この要綱の改正は、令和4年度第二次補正予算から施行する。

（共創による地域交通形成支援事業）

第2条 大臣は、令和4年度第二次補正予算に限り、交通を地域の暮らしと一体として捉え、地域公共交通の維持・活性化を目的として、複数の主体が連携して行う地域の暮らしに関する持続的なサービス提供に関する取組（以下「共創モデル実証運行事業」という。）及び地域における交通やまちづくりに取り組む人材の育成に関する取組（以下「人材育成事業」という。）（以下総称して「共創による地域交通形成支援事業」という。）を支援するため、この条から附則第20条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者（以下この条から附則第20条までにおいて、「補助対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。

（補助対象事業等）

第3条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この条から附則第20条までにおいて「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 共創による地域交通形成支援事業における補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表1に定めるものとする。

（補助金の額）

第4条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表1に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

（補助金交付申請）

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第〇ー1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第6条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、

交付決定を行い、様式第〇－２による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

２ 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（交付決定の変更等の申請）

第 7 条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、様式第〇－３による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な場合を除く。

（交付決定の変更及び通知）

第 8 条 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第〇－４による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

２ 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第 9 条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（状況報告）

第 10 条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第〇－５による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

２ 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の 3 月 10 日までに大臣に提出しなければならない。ただし、第 6 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の通知が当該事業年度の 3 月 10 日以降に行われた場合は、大臣が別に指定する日までとする。

３ 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第 2 四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第 11 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第〇－６による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の 4 月 30 日までに様式第〇－７による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 12 条 大臣は、前条第 1 項本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付し

た条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第〇－８により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第〇－９による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。なお、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

(事業の中止等)

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の整理)

第15条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第16条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第17条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、事項で定める期間保存しておかなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

1 前項で規定する期間は、処分制限期間告示に定める期間とする。

(取得財産等の管理等)

第18条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第19条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第〇－１０による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第１項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

（間接補助対象事業の実施に係る規程の承認等）

- 第２０条 補助対象事業者は、間接補助対象事業の開始前に、間接補助対象事業の実施に係る交付手続き等について、本交付要綱に準ずる規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 2 補助対象事業者が、前項に定める交付規程に違反した間接補助事業の実施に係る手続等を行った場合は、前条に定める交付決定の取消しを行うとともに補助金の返納を命ずるものとする。